

令和6年第4回

安芸高田市農業委員会総会

議 事 録

令和6年4月22日（月）

安芸高田市農業委員会

総会出席簿

【開催年月日】 令和6年4月22日（月）

【時間及び場所】 午後1時30分より 安芸高田市役所 会議室211

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
日程第 2 報告第 2号 取消願について
日程第 3 報告第 3号 農地転用（農業用施設）届出について
日程第 4 議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 5 議案第19号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第 6 議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 7 議案第21号 非農地証明申請について
日程第 8 議案第22号 農用地利用集積計画の決定について

議席	氏名	印	議席	氏名	印	議席	氏名	印
1	光永 直義	欠	5	藤原 憲司	○	9	仁伍 雅史	○
2	秋國 満	○	6	山本 英次	○	10	田中 秀之	○
3	水重 克幸	○	7	津田 泰成	○	11	境江 芳暢	○
4	見坂トシ子	○	8	黒瀬 忠司	○	12	高松 忠夫	○

事務局 出席 稲田 圭介 事務局長
武部 弘典 係長
中村 貴啓 専門員

総会開始 午後1時30分

総会時間 1時間19分

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時30分 開会

○田中会長

ただいまより、令和6年第4回安芸高田市農業委員会総会を開会といたします。

本日の総会にあたりまして1番 光永委員さんがご欠席のようであります。したがって現在出席委員は11名でございます。定数に達しておりますので、これより令和6年第4回安芸高田市農業委員会総会を開会といたします。

本日の議事日程等につきましては、あらかじめお手元のほうへ配付をさせていただいております。よろしくお願いいたします。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、安芸高田市農業委員会総会会議規則第13条第2項の規定により議長において行います。9番 仁伍 雅史委員、11番 境江 芳暢委員、両名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第2 報告第2号 取消願についての報告を求めます。事務局。

(事務局朗読報告)

○田中会長

ありがとうございました。以上で取消願についての報告を終わります。

日程第3 報告第3号 農地転用の届出についての報告を求めます。事務局から提案理由の説明をお願いします。

(事務局朗読報告)

○田中会長

ありがとうございました。以上で農地転用（農業用施設）届出についての報告を終わります。

次にまいります。日程第4 議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。はじめに事務局より提案理由の説明をお願いします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

続きまして担当委員の調査報告を行います。はじめに受付番号26から28号まで、3番 水重委員さんお願いいたします。

○水重委員

3番 水重です。受付番号26、27、28号について報告いたします。4月11日、農業委員、推進委員、事務局で現地を確認いたしております。



○藤原委員

5番 藤原です。それでは3条の30番について説明させていただきます。4月11日、農業委員、農業推進委員、それから事務局の方で現地を確認しております。現地につきましては、図面番号18-30をご覧ください。申請地とちょっと丸をしているんですけど、ここは●●の方から●●の方へ行きましたら、●●●●●●のちょうど入り口の所から、●●側といひますか、●●へ向かって左側のほうへちょっと入り込んだ所で、住宅が、建屋が建っているような所の端の所になります。それから、ここにつきましては●●●●さん、●●と書いてありますが、ここは、要は屋敷じまいをしましてですね、家も売り払って、それに伴って隣接地に田んぼがあったんですけども、これも全部処分して出て行くと。そういうことで、●●●が田んぼの方を引き受けるという事になっています。

現地を確認したところでは、遊休地にはなっていないくてですね、結構大きなマチなんです。田んぼなんですけど、一枚の大きなマチなんです、結構耕地としては立派な耕地なんですけど、現地を確認したところでは、誰が作っていたか分からないんですけど、法人か誰かに委託して去年までは田んぼを作っていたような状況です。●●●に聞きましたら、広いので農地をして活用をするんですけども、米は作れるか分からないという事で、畑として幾分か野菜を作っていくという事です。いずれにしても3条のアレですから農地として活用せにやダメですよと話しはし、分かりましたということで、引き続き耕作はしていくという事です。特段の問題は無いように思いました。以上です。

続いて、図面番号31と32なんですけど、●●の●●●●●●から2枚ぐらい田んぼから離れた奥まった所にちょっとある所なんですけど、●●に面した所は、●●●●●●という●●●●●●をやっているんですけど、ここは現在、砂利とか工作機械なんかを置かましてですね、ここを使っている。その下の空気を今度は●●●●●●の方から譲り受け、ここを合わせて一体的に活用したいという事で、今回買う事になったそうです。

それで、これが上の大きい423㎡の方で、下の方の39㎡の小さい所なんですけど、これはですね、今度は下の、今コンクリートの畔をしているんですけど、畔をする時に、元は入り組んでいたところを真っすぐ畔を作ったんで、こっちとこっちが互いになっているんで、今回買い取る時にしっかり境界線をしないといけないという事で、交換というような形で、●●さんと、●●●●●●いうのと●●●●●●さんというのが、交換の土地になります。これは後でまた説明しますが、5条の方で今度は交換した土地を、今度は5条で●●さんが買うという形が出てきますので、関連してきますけど、これにつきましては今言いましたように、交換の境界線の修正という事で、やっていますけど。いずれもここにつきましては、近くに大きな水路が別個に通っておりまして、この田んぼにつきましては、他な田んぼに影響するような水路は周りを通っておりませんので、転用いいますか、材料置場にしても他の田んぼには影響はないので問題は無いというふうに見てまいりました。以上です。









○藤原委員

一気に10年間できる？3年間しか条件としてできない？6年でも、10年でもかまわない？

○事務局

認定農業者等であれば上限が10年。今回の申請人は認定農業者ではないので3年間が上限です。

○藤原委員

普通に考えたら3年間で撤去するのであれば、初期投資が回収できないよね。するんであれば基本的には10年以上とかの長期的な見通しがなければなりませんよね。だから3年間というスパンがどうなのかなと。最初はとりあえず3年しかダメなのかな？

○事務局

そうですね。3年ずつの更新しか。

○藤原委員

しっかり営農してるかの確認をしながら、次を更新できるという事ですかね？

○事務局

そうですね。

○藤原委員

分かりました。

○田中会長

その他はどうでしょうか？

これは作物は何でしたっけ？

○事務局

はぶ草です。

○田中会長

はぶ草でしたか。はぶ草の実績報告は3年きちっと出してもらってます？

○事務局

はい、出してもらってます。

○田中会長

収量も80パーセント確保されている？

○事務局

そうですね。今回の報告でも確保している、今後も確保できるという報告があがっています。

○田中会長

特段な問題はないという事ですね。はぶ草は5月に蒔いて、10月頃までに2回ぐらい収穫できますよね。はぶ草は向原の特産になっておるようでありまして、きちっと精査されておればよろしいかと思いますが。基盤整備田で排水対策はされておるんですか？1種農地なんでおそらくレベルな田んぼになっているんで、排水は？

○高松委員

はい、それはできております。

○田中会長

分かりました。その他どうでしょうか。特段な問題はございませんか？

質疑、意見がないようでございますので、これより採決に入ります。

議案第19号 農地法第4条の規定による許可申請について、申請通り許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○田中会長

ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第19号 農地法第4条の規定によります許可申請につきましては、申請通り許可することに決しました。なお、受付番号14号につきましては、許可妥当と処理をいたしまして、広島県農業会議常設審議委員会に意見聴取することといたします。次へまいります。

日程第6 議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。はじめに事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。続きまして担当委員の調査報告を行います。

はじめに受付番号18号について、4番 見坂委員さんお願いいたします。

○見坂委員

4番 見坂です。受付番号18号について報告します。4月11日、推進委員、農業委員、事務局で現地確認いたしました。申請地は吉田町●●●●●にある478㎡の農地です。場所は●●●の前を進み、●●●●●の横の小道を進んだ所に十字路があつて、それを左方向へ10mぐらい進んだ所なのですが。図面番号の20-18をご覧ください。進んだ所に申請地があるんですけど、ほとんど住宅に囲まれた農地で1つだけ残っております。譲渡人は●●に居住されており耕作困難で、現在申請地は耕作されておらず、この度、この申請地を譲受人に所有権移転をおこない、譲受人は申請地を譲り受け、譲受人の家族が居住する住居を建築するものであります。周囲は住宅に囲まれており、周辺に農地はないので何も問題ない事を確認いたしました。尚詳しい内容については別紙調査書のとおりです。以上、報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。次に受付番号19から22号について、5番 藤原委員さんお願いいたします。

○藤原委員

5番 藤原です。それでは、19番と20番は関連するので一緒に説明させていただきます。

図面番号は20-19、20とありますが、先ほど3条のところでは●●の●●●●●屋の材料置場の下側の1枚の田んぼなんですけど、これにつきましては図面のとおり●●●●●が今回の申請なんですけど、それから●●●●●というのが先ほど3条で説明した所なんですけど。3条のところでは材料置場と話しをちょっとしたと思うんですけど、今回の方が、上の●●●●●の材料置場で、下の方にいろいろヒューム管を置いたりというような図面を書いておりますけど、これで活用するという5条なんですけど。先ほどの方は一応農地として活用するという事で3条の方でいくと。なんでこんなややこしい事になったんだというふうに聞きますと、1000㎡というような制限枠があるという事で、1000㎡以内という事での材料置場という事にして、残りについては3条の農地というような形で残すという形にしたそうです。それから下の●●●●●さんと●●●●●さんのは、半端な土地なんですけど、3条の時に説明しましたが、境界線が、現在は真つすぐコンクリートの一枚の田んぼの畔を作っているんですが、カケの字みたいな形で双方に入り組んだような形で、それを修正するというような事で

すね。この●●●●●●というて、今回の5条の申請になっている所、下の田んぼは、●●の  
が入り込んでるんですよ。それで●●●が●●の方に売るという事になってですね、こちら  
のその調整用の土地になっています。●●●●●●と●●●●●●というのはそういう関係  
になっております。19と20号は説明させていただきました。

続いて21なんですが、これは八千代町●●といひまして、●●●●●の左側にちょっと入っ  
た所の山寄せの土地なんですけど。21号は太陽光の設置の申請なんですけど、現地を確認した  
ところ、2枚の田んぼになっていて、棚田になっておりまして、耕作放棄地みたいな形ですね。  
雑草が茂ったような形になっておりまして、譲渡人は●●●●●●さんになってはいますが、  
これはこの今回の申請地のすぐ近くに実家があるんですけども、それからこの人が相続してか  
ら自分は●●●●●に出ているので、耕作の目的があんまり無くてですね、相続を受けたという  
事で放置していたような形です。今回そういうことで太陽光発電の業者の方から申し入れがあ  
ったという事で整理しとくという事です。太陽光発電をするという事です。ここにつきまして  
も山側に大きな水路が、排水の水路やら、取水の水路が通っていますので特段の問題は無いゆ  
うふうに確認してきました。

次に22番なんですけども、譲渡人が●●●●●●、自動車屋なんですけど、この●●●●●●  
というのは。これは最初の取消願いの冒頭で説明があった所の、取消願いに関連する物件なん  
ですけども、最初の方の報告の2号の所の。アパートを建てるという事ですね、確保していた  
土地にアパートが建たないということで、平成25年からずっと塩漬けみたいな形で、今はカ  
ヤが生えたりしてですね、放棄地みたいな形ですと確保されてはいました。今回は●●●●●●  
という、●●●●●●というのは●●の途中に●●●●●●●●とかいうのがやっておりますが、  
あの関連の、ここは今の●●●●●●の所はもともと●●●●●●●●というところがやっていた  
が、●●●●●●がすぐ近くなので買い取って、なおかつこれがすぐ横の方にこの空地があつた  
ということで、ここをまた駐車場にするという。すぐ●●●の水路を挟んですぐの所なんですけど、  
そういった事で遊休農地も解消されるという事ですし、一体的に、自動車販売店が近くにある  
ので、仕方がないんじゃないかなというふうに確認してきました。以上です。

○田中会長

ありがとうございました。次に受付番号23号から29号まで、7番 津田委員さんお願  
いします。

○津田委員

7番 津田です。受付番号23号から29号について報告いたします。本案件は1月の総会  
で振興地域計画の変更について審議いただいたものでありまして、現地確認は4月12日、推  
進委員、農業委員、事務局で行いました。なおこれら7つの案件は、いずれも●●●●●●●●





光を設置するといことについては、あまり問題はでてこないと思いますが、隣接するところが水田であったり、人家、民家がる場合には光の影響があるということがあるようでございます。事業者についてはその辺の理解を得ていただいて、理解がされていない場合は後ほどトラブルの原因になりますのでご留意いただけたらと思います。ご意見等がないようですので、採決に入りたいと思います。

議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について申請通り許可することに賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○田中会長

ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第20号 農地法第5条の規定によります許可申請につきましては申請通り許可することに決しました。尚、受付番号19、20、22から29号につきましては許可妥当と処理をしまして、広島県農業会議常設審議委員会に意見聴取をすることといたします。

続きまして日程第7 議案第21号 非農地証明申請についてを議題といたします。事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。続いて担当委員さんの調査報告を行います。受付番号4号につきまして、7番 津田委員さんからお願いいたします。

○津田委員

7番 津田です。受付番号4号について報告いたします。現地確認は4月12日に、推進委員、農業委員、事務局で行いました。申請地の場所は美土里町●●です。図面の21-4をご覧ください。●●●●●●●●を●●●●●●方面へ向けて進みます。●●●●●●から●●●●●●●●を約4km進んだ、●●の隣接地になります。申請地の地目は田として登記されていますけれども、手入れされていない木が長年放置をされておりまして、木とツル性の植物等が絡み合ったような状態となっております。このような状況でありますけれども、●●がちょっとカーブで曲がっている所に隣接しておりまして、道路の見通しが悪い中で、この場所がちょっと問題になっておりましたけれども、この度この木を整備して見通しが良くなることを期待している次第であります。そのような中で非農地として認めることはやむを得ないものと確認をしております。以上で報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。以上で調査報告を終わります。これより質疑及び意見に入ります。質疑、意見のある方はご発言をお願いいたします。

○藤原委員

この非農地証明の場所はそのまんま原野になるのでしょうか？何か利用されるのですか？

○津田委員

そこまでは分かりません。とりあえず農地としては不適當という状態です。

○藤原委員

分かりました。

○田中会長

その他はございませんか？よろしゅうございますかね？

質疑及び意見がないようでございます。採決に入ります。議案第21号 非農地証明申請について、申請通り受理することに賛成の委員は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○田中会長

はい、ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第21号 非農地証明申請については、受理することに決しました。ここで暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時45分 休憩

午後2時49分 再開

○田中会長

休憩を閉じて会議を再開といたします。

日程第8 議案第22号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。はじめに事務局より提案の理由説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。以上で事務局からの要点説明を終わります。これより質疑及び意

見に入ります。質疑、意見がある方はご発言をお願いをいたします。よろしゅうございますか？
質疑、意見がないようでございます。これより採決に入りたいと思います。

議案第21号 農用地利用集積計画の決定について、本案は計画通り決定することとし、妥当意見を付し、市長に回答することに賛成の委員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○田中会長

はい、ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第22号 農用地利用集積計画の決定につきましては、計画通り決定することとして、妥当意見を付し市長に回答することに決しました。

以上で本総会に付議をされました議案は全て終了をいたしました。これをもちまして令和6年第4回安芸高田市農業委員会総会を終了といたします。本日は誠にありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時53分 閉会